

1	文書分類 M・5・1・8	回覧処分				
		会長	副会長	事務局長	係長	係員
月日	保存種別					
	永久					

川崎町農業委員会

11月総会議事録

期日 平成28年11月11日(金)

場所 川崎町役場2階入札室

平成28年11月11日開催、11月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(16人)

1番	土田 大作	2番	植木 守	3番	岩本 勉
4番	吉住 英子	5番	杉本 利雄	6番	大谷 春清
7番	奈木野 康徳				
		11番	藤川 航	12番	中村 明
		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野 恵		

3、欠席委員(0人)

8番	小山田 憲司	9番	川根 節生	10番	小峠 清人

4、本会事務局 事務局長：寺内幸夫、主事：山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 非農地証明願について

その他

6、会議の概要

事務局 定刻になりましたので、平成28年11月の農業委員会総会を開催します。本日は、16名中13名の出席であり定足数に達していますので総会は成立しています。これより議事進行は●●会長にお願いいたします。では会長、御挨拶をお願いします。

議長 挨拶 それでは、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、議事録署名委員は、6番の●●委員、7番の●●●委員、両委員にお願いいたします。以上日程第1を終わります。

それでは議題に入ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農業

- 地利用集積計画（利用権設定）の公示について、事務局説明願います。
- 事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農業地利用集積計画（利用権設定）の公示について。
番号1、賃借人氏名、●●●●、賃貸人氏名、●●●から2ページ番号20
賃借人氏名、●●●●、賃貸人氏名、●●●●まで新規●件、継続●●件、
借り手●人、貸し手●●人、田●●びつ、畑●びつ、合計●●びつ、合計
面積●●●●平米。承認頂ければ11月20日より報告したいと思います。
以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。只今の事項の説明について異議のある方挙手をお願いします。
(異議なし)
それでは、_____します。議案第1号について、議案どおり承認することに賛成の方、挙手をお願いします。賛成多数ですので議案第1号は議案どおり承認と致します。11月20日より公告いたします。
- 続きまして、報告第1号合意解約について、事務局説明願います。
- 事務局 はい、報告第1号合意解約について。
3ページをお願いします。賃貸人住所、●●●●●●●●●番地の●、●●●●、
賃借人住所、●●●●●●●●●●番地の●、●●●●●、土地の所在、●●●●●●●●●●番●、地目、田、地積●●●●平米、申請理由●●●●、●●●●平成●●年●月●●日。4ページに地図、5ページに写真を付けております。
理由は●●●●●●●●●●●●●●●とのことです。以上です。
- 議長 それでは、報告第1号が終わりましたが、今の説明について質疑のある方は挙手を願います。
(異議なし)
それでは、報告第1号を終わり、次に報告第2号非農地証明の説明を願います。
- 事務局 はい、報告第2号非農地証明について。
6ページをお願いします。この報告は先月の総会で保留になっていたものです。非農地証明については、当農業委員会に置きまして平成22年5月31日に非農地証明取扱い基準というものを定めております。そもそも、非農地証明は法律の根拠があるものではなく、農地法の適正な運営を図るために各市町村の農業委員会が行政サービスの一環として行っているものです。なので、統一した基準はなく基準年限も各市町村において、15年、20年とまちまちになっております。取扱い基準の中に人為的な無断転用をされた土地であっても、その行為が20年以上経過している場合は、発行しても差し支えないという事となっております。また証明書は地元農業委員確認後、事務局長が先決処理する事となっております。そのため、議案ではなく報告という形を

とっております。農地の無断転用を許すものではなく、無断転用におきましては早期発見して指導していかなければならないのは当然であります。非農地証明申請者に対しては、農地転用に関しては許可が必要という事を説明いたしまして今後このような事が無いよう指導をしていきたいと思います。
以上です。

議長

●●委員

事務局

只今の事務局の説明について、質疑のある方挙手を願います。

無断転用を故意的に行っても20年経てばいいのか。

取扱い基準を読みますと、人為的に無断転用された土地であってもその行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法勵行上、証明書の交付を行うことをやむおえないと認めた場合は発行しても差し支えないという規定がありますので、人為的に無断転用された土地であっても20年以上経過していればよいという事です。先月の農業委員会の時に皆様が言われていましたように、全て出てくるのが20年以上ではないかと、それは法的なものなのかと言われておりましたけども、法的ではなく行政サービスの一環としてこういう基準を定めて各農業委員会で証明書の発行を行っていると言うことであります。農用地に入っている所には発行することはできません。

●●委員

今回のような不正な転用などを防ぐためにはどうしたら良いか。

なぜ20年もの間そこに気付かなかったのか。

今後の対策はどうするのか。

事務局

事務局と各委員さんが農地に変更が加えられている場合は即急に気が付いてその時に止めないと、例えば埋めてしまつて何年も経ってしまうとなかなか発見できないので、常に目を光させておいて、こういう事の無いようにするしかないと思います。

●●委員

今回はそこが農地とは思えなかったのか。

明らかにそれが分かっていたながら農地パトロールではできなかったのか。

事務局

埋めた後はなかなか気づく事が出来ないので埋めている最中のパトロールで見つけて止めるべきでした。

●●委員

農振計画図の登記簿は誰が変えるのか。

所有者が放置しているような所は所有者に言って登記し直すのか。

事務局

基本的に所有者がこの様に非農地証明を出して変える場合と、最近では農業委員会の総会において非農地通知を所有者に農業委員会から出してそこで所有者が変えるか変えないかは所有者次第です。

登記地目は田になってて、実際は現況が変わっている所が結構あり、特に山の部分などに多く見られます。そういう部分については、農業委員会の務めとして、国から非農地判断を農業委員会でやっていけという事なんんですけどなかなかそれができていないと言うのが現状なのですが、今年の春の会検の時もいっぺんにやることは無理だということで毎年区域を決めて少しづつや

つていったりなどをして対策を考えてやってくれという事で、まずは山の部分の登記地目が田になっている分の非農地判断をしていかなければならないというふうには思っております。

議長 他にご意見はないですか。

(なし)

それでは、報告第2を終わります。

続きまして、その他に入ります。その他、何かあればお願ひします。

●●委員 川崎町が焼却場を作る隣に農業委員会にかけて、娯楽施設を建てることになっていたが、ここ最近放置がしたままでそこの所の事務的な処理はどうなっているのか。

事務局 上真崎の農用地に焼却施設を建設するといったところと、その横にその焼却熱を利用した市民農園という施設を作るという計画で、その市民農園も休憩所に温水を敷くのと、ハウスを作つてまたその焼却熱を利用するという事だったのですが、皆様ご存知のように焼却施設自体の計画が無くなり、今のところ町長を中心として跡地をどうしていくかという事を検討しております。まだ結論は出ておりません。

今後どうしていくかということは、県の方に農政の課長が言って相談をしています。なので、もう少し時間がかかるとおもいます。

議長 他にございませんか。

(なし)

では、最後に事務局の方から何かありませんか。

事務局 その他4件ございます。

1件目は、無断転用についての公告であります。8月の総会にはかりました魚樂園の道路整備における工事において、農業委員会の意見としましては、農振除外にすることにやむおえないという結論を出しております。道路部分の工事につきましては、収容応の適應を受けることから農振除外、農地転用の許可は必要ありません。しかし、道路以外の部分については極力、現況を変更しないように工事をしていくという予定でしたが、観光客の通路の確保、それと工事を優先したこともあるって、転用許可前に施工したという事であります。そのため、県の方から現状回復をせよとのお話がありまして、町としても法を守っていく立場でありますので早急に現状回復をするという事で只今協議をして準備を進めているところであります。県の方にも顛末書を書いてお詫びし絶対無いようにやりまして、もしこういう転用案件の工事等があった場合、今後、定期的に現地を事務局で確認に言ってこのような事が無いように注視していきたいと思います。

議長 町の方としては、現状回復という事になっておりますので、あとは回復後に県の言った許可、そういう事を踏まえてこの委員会に報告、そのうちに転用の申請をやるという方向で行きたいと思います。

事務局 2件目は、平成26年度及び27年度遊休農地について、福岡県農業推進機構に借り受けるか否かの問い合わせをしておりました。これを借り受けるとした場合、所有者に対して機構と協議を行ってくださいという勧告を行わなければなりません。推進機構の方からすべて借り受けることができないという回答を得ております。有害鳥獣や、排水の関係などのチェック項目があり、そのような部分でそういう風な判断を機構の方がしているのではないかというように思います。勧告対象はございません。そういう事でご報告をしておきたいと思います。

3件目は、先月の農業委員会で農業委員推進委員の公募を12月下旬～1月の下旬に行う予定であるというご報告をしておりましたが、農業委員推進委員の公募につきましては、1月4日～1月28日までと変更になりましたのでご報告をしておきます。それと、農業委員の多くの意見として、今決めてある定数13を14にできないかという事で町長にお話をしました。ですが、残念ですけど13で行くという事であります。

最後に4件目ですが、お手元に3案の資料を置いております。前回の農業委員会におきまして、お別れ研修視察を2月にやってはどうかという話がありまして、事務局の方で案を作ってくれという事でありましたので、事務局の方で3案を用意しております。1案目が玉名温泉宿泊で組んでおります。2案目が別府温泉で組んでおります。1案、2案につきましては1泊の予定です。3案目につきましては、2泊の案をご用意しました。これは、指宿温泉と鹿児島温泉で組んでおります。ただ、3案につきましては、費用が高額となっております。酒類を除いた部分で75,000円という事になっております。それで、事務局の考えでは各議員さんに意見を聞くというよりも、どの案にするのか決めてもらい12月2日の農業委員会の前までに事務局の方に参加不参加の連絡をいただきたいと思います。そして、もし参加者が過半数に達しない場合は中止させていただきたいと思いますが、どうでしょうか。もし、中止となつた場合は、来年の任期満了7月19日の前に6月か7月ぐらいの予定で皆さんで、お別れの宴をやってはどうかと考えております。

2泊3日の場合は手出ししなければならないのか。

事務局 皆さんが積立されている分が100,000円ぐらいあるので、飲み代を含めても手出しあるかと思われます。1泊の分に関しては、前回17名中9名で長崎に行きその時の収支が1人当たり32,000円ぐらいだったので、●●委員が言われたように手出しありませんが、積み立てている分が相当の分無くなると思います。

●●委員

農業研修は何を見るのか。

事務局

これはまだ、決まっておらずもし決まりましたらどういう研修ができるのかを相談して良いものにしていきたいと思います。

1泊案は、町のバスを予定しております。2泊の分については、博多駅まで

- 町のバスを使用してあとは旅行会社にお願いします。
- 議長 2案の決定という事で。
予定日は2月の16日（木）、17日（金）で大丈夫ですか。
- 各委員 まかせます。
- 議長 工程が変わったものなどについてはまた報告させていただきます。
- 事務局 もしこれが先ほどご提案させていただきましたけども、参加者が過半数に満たなかった場合、今16名いますので、これが7名以下の場合、中止という事にさせていただきたいと思いますがどうでしょうか。
- （異議なし）
- 議長 そういう事でよろしいですか。
（異議なし）
- 事務局 その時は、6月、7月でお別れの宴を開くという事で。
最後に、農業委員の●●委員さんが、田んぼにタニシを入れて田の草を取るという試みをされております。その分につきまして広報11月号に鍋藤委員さんの記事が掲載されておりますので、皆さん確認をよろしくお願いします。
ご報告しとります。
- 委員 みんな聞きに来てください。
- 議長 それでは、本日の日程はすべて終了しましたので、次回は12月5日（月）の13時30分より予定しておりますので間違えないようによろしくお願いします。
では以上をもって閉会いたします。お疲れ様でした。

署名人

6番委員

7番委員

議長